

## 市長意見の提出状況

(仮称) 株式会社 T & H エコみらい 廃棄物焼却処理事業に係る  
環境影響評価方法書

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
千葉市及び市原市
- 2 市長意見について  
意見あり (別添のとおり)



令和5年11月8日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉市長 神 谷 俊 一  
( 公 印 省 略 )

(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る  
環境影響評価方法書に対する意見について (回答)

令和5年8月16日付け環第636号により依頼のありました標記の件について、  
環境の保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出します。

(担当)

千葉市環境局環境保全部環境保全課  
保全活動班 [REDACTED]

電話 043-245-5141

Email kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp



(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見

**【総論】**

1 環境保全措置について

計画施設に係る環境の保全に関する最新の知見を収集し、大気汚染物質や温室効果ガス等の排出を可能な限り低減するような最良の技術の導入を検討した上で、環境保全措置を適切に講ずること。

**【各論】**

1 大気質

- (1) 煙突の高さを 35 m に設定した根拠を明らかにすること。なお、この煙突高さの見積もりにおいては、ダウンウォッシュ等の発生状況と発生時の拡散状況を適切に扱うこと。
- (2) 煙突や建物の設計に当たっては、ダウンウォッシュ等の発生頻度を可能な限り抑制できるよう、煙突の高さや周辺建物との位置関係を検討すること。
- (3) 大気汚染物質の排出を可能な限り低減するため、利用可能な最良の排出ガス処理施設を導入するよう努めること。

2 水質

プラント排水はクローズド方式としているが、必要に応じて水処理施設を設置するなど、水収支に係る設計を適切に行うこと。

3 廃棄物・残土

工事時における廃棄物及び残土の発生量等の収支に係る設計並びに場外に搬出する廃棄物等の処理を適切に行うこと。

4 温室効果ガス等

- (1) 国等が掲げる温室効果ガスの削減目標等を踏まえ、エネルギーの有効活用に努めること。
- (2) 発電量当たりの温室効果ガス排出量を他の類似施設と併せて整理し、温室効果ガス排出量が低減されているかどうかの評価を適切に行うこと。
- (3) 温室効果ガス排出量等の算定時に参考とする「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」等は、最新のものを使用すること。

市環管第2595号

令和5年11月10日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

市原市長 小出 譲治



(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書  
に対する意見について (回答)

令和5年8月16日付け環第636号にて照会のありました件について、別紙のとおり回答します。



(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書  
に対する意見について (回答)

市 原 市

この事業は、循環型社会、脱炭素社会等への貢献及び災害廃棄物の速やかな処理をグループ企業内で実現し、より社会に貢献する事業展開を目的としており、事業者である株式会社T&Hエコみらいが千葉県市原市八幡海岸通に設置する廃棄物焼却施設(以下「計画施設」という。)において、千葉県及び関東圏から収集運搬した廃棄物を焼却処理し、焼却により得られた熱エネルギーを発電や熱供給に利用し最大限に有効活用する計画としています。

また、計画施設は、大規模災害時に外部電力が断たれた場合においても蒸気タービン発電機により発電した電力によって自立運転が可能な施設とし、さらに、本事業とは別目的・別事業として計画施設の隣接地に別事業者(株式会社タケエイ)が建設を予定している産業廃棄物破碎選別施設へ電力を供給し、協同して地域の災害廃棄物処理へ貢献可能な事業体制を計画しています。

一方で、当該事業実施区域周辺には、住居、認定こども園、病院、福祉施設があり、施設の建設及び稼動に当たっては、環境影響についてできる限り回避、低減を図る必要があります。また、自然災害等に起因する事故も懸念されているところです。

したがって、安全性の確保、環境負荷のより一層の回避及び低減を図るための措置が講じられ、周辺住民等からの理解を得ることができる事業としていただくため、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 総括的事項

- (1) この計画に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的見地に基づく十分かつ適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。

## 2 各論

### (1) 大気質について

焼却施設では様々な廃棄物を取り扱うこととなることから、その出口である排気塔の高さの選択根拠を示すとともに、環境に与える影響についての予測及び評価を十分に行うこと。

### (2) 水質について

プラント排水については、クローズド方式としており、環境影響評価項目として選定しないとしているが、排水が漏れた場合には、環境への負荷があると考えられることから、水質管理について万全な方策を講じること。

また、工場内のごみピット路面の清掃など、事業活動に伴い発生する排水の影響についても検討すること。

### (3) 水文環境について

大規模な地形の改変は行わないことから環境影響評価項目として選定しないとしているが、基礎工事等を実施する計画となっているため、その影響について調査し、必要に応じて予測及び評価を行うこと。

### (4) 騒音及び低周波音について

当該方法書において超低周波音等による人体や建具等への影響に関する調査研究から得られた科学的知見等を参考にして評価するとしていることに関し、高周波による影響についても検討すること。

### (5) 海洋生物の評価について

基礎工事や掘削工事等に伴い濁水、アルカリ排水及び湧出水が発生するとしていることから、その影響について調査し、必要に応じて予測及び評価を行うこと。

### (6) 悪臭について

本事業における施設の稼働に際しては環境保全協定を締結するとしていることから、悪臭の予測結果については、環境保全協定による基準値との対比を行うこと。

### 3 その他

(1) 環境への影響の調査・予測・評価につき広く意見を聞き、より良い事業計画へとする環境アセスメントの趣旨を鑑み、市民の理解できる分かりやすい表記に努めること。

(2) 廃棄物の受け入れに当たっては、本事業において実現しようとしている循環型社会、脱炭素社会等への貢献の観点から、受け入れ物中への資源物混入に係る分析及び監視の実施について検討すること。

また、焼却処理により発生するエネルギーの最大限の有効活用とともに、廃棄物中に含有される化学物質の焼却による分解処理について、最新の知見の収集及び必要に応じて対応検討に努めること。